

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

| | | | |
|---------|---|-----------|-------------------|
| 受 理 番 号 | 3 7 4 3 | 受 理 年 月 日 | 令 和 4 年 11 月 24 日 |
| 件 名 | 聚楽保育所の在所園児に対する配慮 | | |
| 要 旨 | <p>平素は京都市の保育行政の充実に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、聚楽保育所については、2021年6月1日の京都市会本会議において、保育所条例の一部を改正する条例が成立した結果、廃止が決定した。その際、付帯決議によって、聚楽保育所の廃止に当たっては、今後、子供や世帯の状況ごとに生じるであろう様々な保護者の不安に対応するため、個々の事情を丁寧に聞き必要な対応を行うことが義務付けられ、京都市は在所園児の子供たち一人一人の健やかな成長と学びにつながるよう、状況に応じて近隣の保育園・幼稚園との交流を行うなど、子供にとって最も良いと考えられる保育を行い、そうした配慮の下での毎年の保育の内容について保護者に丁寧に説明することとされた。</p> <p>条例成立後1年半が経過して、園児数の減少に伴う様々な影響が園児・保護者・職員に現れてきている。</p> <p>については、貴議会におかれては、条例制定の際の付帯決議について検証を行い、園児や保護者の不安・要望についての丁寧な聴き取りを通じて、子供たち一人一人の健やかな成長と学びが確保できるよう御配慮いただくようお願い。</p> | | |
| 陳 情 者 | | | |
| 回付委員会 | 教育福祉委員会 | | |